

# マイナンバー制度と事業者の対応について

## ～経営者・総務担当者必見！～

いよいよ、平成27年10月より全ての個人及び法人に対し特定の番号が割り当てられたマイナンバーが届きます。平成28年1月からは、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要があります。制度開始に向けた適切な準備が必要になりますので、早めの対応のためにも是非、本セミナーをご活用ください。

■日時 平成27年7月1日(水) 13:30～15:30

■場所 三島商工会議所 4階 会議室B・C

■講師 (1)三島市企画戦略部政策企画課 副主任 坂倉利博 氏 [13:30～14:20]

\*マイナンバー制度の概要等について

(2)三島税務署 総務課長 黒田 肇 氏 [14:30～15:20]

\*税務申告に係るマイナンバーの取扱い等について

■定員 50名 [申込み締切日:6月26日(金)]

■参加費 無料

### マイナンバーとは？

住民票を有する全ての方に一人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し複数の機関に存在する個人情報如同一人物の情報であることを確認するために活用されるものです。

### 主な講義内容

- 1 マイナンバー制度の概要
- 2 対象となる分野(利用範囲)とは
- 3 個人番号利用事務と関係事務
- 4 税務申告時における注意点



《問合せ先》 三島商工会議所総務課 〒411-8644 三島市一番町2-29  
 電話:055-975-4441 / FAX:055-972-2010 / E-mail:info@mishima-cci.or.jp

三島商工会議所総務課宛

FAX. 055-972-2010

### 『マイナンバー制度と事業者の対応について』参加申込書

事業所名		受講者名	
所在地		受講者名	
電話番号		F A X	

※ご記入頂いた情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供の目的以外使用いたしません。※会報誌に写真を掲載します。  
 ※有料駐車場を併設しておりますが、駐車料金は自己負担となりますのでご了承下さい。